



埼玉県報

第124号
令和2年(2020年)
7月17日
金曜日

目次

告示

- 職員用パーソナルコンピュータの賃貸借に関する落札者等の公示 (情報システム課)
- 職員用パーソナルコンピュータに係るソフトウェア調達に関する落札者等の公示 (情報システム課)
- 令和2年4月から6月までににおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況 (入札審査課)
- 川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価公聴会の中止 (環境政策課)
- 介護施設等のマスクに関する契約の相手方等の公示 (高齢者福祉課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業・サービス産業支援課)
- 入間第二用水土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)
- 馬宮土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)
- 足立北部土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)
- 笠原土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 3Dレーザースキャナーシステムの賃貸借に関する落札者等の公示 (会計課)
- 警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に関する落札者等の公示 (会計課)
- 県道さいたま東村山線の区域の変更 (朝霞県土整備事務所)
- 県道さいたま東村山線の供用の開始 (朝霞県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)

雑報

- 埼玉縣市町村職員共済組合公告 (市町村課)

正誤

- 埼玉県告示第七百八十三号中訂正 (道路街路課)

告 示

埼玉県告示第七百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
職員用パーソナルコンピュータの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年7月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 法人事業本部公共営業部 東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 5 落札金額
195,247,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年5月19日

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
職員用パーソナルコンピュータに係るソフトウェア調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂三丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年7月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社大塚商会 LA事業部北関東LA販売課 埼玉県さいたま市中央区
上落合8-1-19
- 5 落札金額
206,800,044円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年5月19日

告 示

埼玉県告示第七百八十六号

令和二年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第七百八十七号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和二年埼玉県告示第七百二十三号（川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和二年七月二十七日（月）十時から十一時まで

埼玉県会館 六C会議室

イ 令和二年七月二十七日（月）十五時から十六時まで

戸塚環境センター 二階研修室

ウ 令和二年七月二十九日（水）十時から十一時まで

越谷市役所第三庁舎 五階会議室五

エ 令和二年七月二十九日（水）十五時から十六時まで

草加市新田西文化センター 第一会議室

三 事業者の氏名及び住所

川口市長 奥ノ木信夫

埼玉県川口市青木二丁目一番一号

四 中止の理由

公述の申出がなかったため

告 示

埼玉県告示第七百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
介護施設等向け配布用マスク 496ケース (1,240,000枚)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県福祉部高齢者福祉課施設・事業者指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年5月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
埼京東和薬品株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目56番地1
- 5 契約金額
54,560,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第七百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グランエミオ所沢

埼玉県所沢市くすのき台一丁目十四番五号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 所沢市商業振興条例の規定に基づき、市、産業団体等が行う商業振興施策への積極的な協力及び商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等に努めるとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。
- (2) 「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」の趣旨に則り、自治会等の活動への参加及び協力を努めてください。
- (3) 所沢市に居住する従業員が地域の自治会等へ加入し、活動に参加することへの理解と業務の調整などをお願いします。
- (4) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。
- (5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、別紙「主な環境関連法令確認事項」を参考にして、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていただきたい。
- (6) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

二 縦覧期間

令和二年七月十七日から令和二年八月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第七百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年七月十三日認可した。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

入間第二用水土地改良区

二 事務所所在地

飯能市

告 示

埼玉県告示第七百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年七月十五日認可した。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

馬宮土地改良区

二 事務所の所在地

さいたま市

告 示

埼玉県告示第七百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年七月十五日認可した。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

足立北部土地改良区

二 事務所所在地

鴻巣市

告 示

埼玉県告示第七百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年七月十五日認可した。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

笠原土地改良区

二 事務所所在地

鴻巣市

告 示

埼玉県告示第七百九十四号

測量計画機関である宮代町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

宮代町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

宮代町全域

四 作業期間

令和二年十月一日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百九十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ計測）

三 作業地域

烏川、神流川

四 作業期間

令和二年六月十九日から令和二年十二月十五日まで

告 示

埼玉県告示第七百九十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―十五―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山字谷ツ百四十一番一外

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七千五百五十九・八九立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百九十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一七―三八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市岩槻区大字柏崎字谷際千七十番一外二十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千四百八・八一立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百九十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―三一―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市広瀬字天神八百番二、八百番三百三、字川原九百六十番一、九百六十番四十二、字尾根越千二百二十六番四、千二百二十六番八

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百八十八・八五三立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

3Dレーザースキャナーシステムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年6月3日

4 落札者の氏名及び住所

リコーリース株式会社 東京都江東区東雲1丁目7番12号

5 落札金額

29,626,740円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年4月21日

告 示

埼玉県告示第八百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年6月3日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

714,552,300円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年4月21日

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま東村山線

三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|---|--------------------------|------------------|
| <p>新座市野火止六丁目八七番六地 先から同市野火止六丁目一〇二 六番地先まで</p> | | 区 間 |
| <p>一一・一二〇 二二二・五四</p> | <p>一〇・〇八〇 二二二・五四</p> | 敷地の幅員 (メートル) |
| <p>一六〇・五四</p> | | 延 長 (メートル) |
| <p>区画整理事業による。</p> | | 備 考 |

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

| | |
|--|--|
| <p>さいたま東村山線</p> | <p>路線名</p> |
| <p>新座市野火止六丁目八七番六地先から同市野火止六丁目一〇二六番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>令和二年七月十七日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>ー ト ル 延長一六〇・五四メ</p> | <p>備考 令和二年七月十七日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。</p> |

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年七月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和二年七月三日

指令越建セ第〇一〇三七一号

二 検査済証番号

令和二年七月十四日

越建セ第一三一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東四百七十三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目七番八号 ランドピースB二〇二号

佐久間 啓

雑報

埼玉県市町村職員共済組合公告

埼玉県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、令和元年度決算の要旨を公告する。

令和二年七月十七日

埼玉県市町村職員共済組合理事長 原 口 和 久

損益計算書の要旨

(単位:千円)

| | 経理区分 | 短期 | 厚生年金 保 険 | 退職等年金 | 経過の長期 | 退職等年金 預託金管理 | 経過の長期 預託金管理 | 業 務 | 保 健 | 宿 泊 アルペンローゼ | 宿 泊 会 館 | 貯 金 | 貸 付 | 物 資 | 財 形 | |
|-----------------------|----------------------|------------|-------------|-----------|---------|----------------|----------------|-----------|---------|----------------|------------|-----------|----------|--------|-----|--|
| 収 入 | 負 担 金 | 16,543,839 | 49,984,226 | 2,613,260 | 363,166 | | | 639,201 | 718,940 | | | | | | | |
| | 掛金(組合員保険料) | 16,443,148 | 31,854,676 | 2,613,214 | | | | | 705,107 | | | | | | | |
| | 施設収入・商品売上 | | | | | | | | | 229,373 | 52,604 | | | | | |
| | 利息及び配当金 | 937 | | | | 48,277 | 20,215 | 177 | 135 | 1,970 | 168 | 6,970,912 | 9 | 1 | | |
| | その他収入 | 3,033,449 | | | | | | 270,613 | 109,077 | 13,871 | 116,884 | 713,281 | 79,579 | 72,349 | 309 | |
| | 他経理から繰入金 | | | | | | | 124,855 | | 40,000 | 1,265 | | | | | |
| | 前年度支払準備金 | 2,376,327 | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 38,397,700 | 81,838,902 | 5,226,474 | 363,166 | 48,277 | 20,215 | 1,034,846 | 1,533,259 | 285,214 | 170,921 | 7,684,193 | 79,588 | 72,350 | 309 | | |
| 支 出 | 給 付 | 16,319,978 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 役職員給与 | | | | | | | 235,731 | 60,631 | 29,072 | 27,539 | 52,506 | 51,821 | 3,680 | | |
| | 旅費・事務費 | | | | | | | 49,788 | 5,442 | 2,924 | 374 | 4,907 | 2,904 | 250 | | |
| | 商品仕入 | | | | | | | | | 6,822 | 17 | | | | | |
| | 飲食材料費 | | | | | | | | | 55,861 | | | | | | |
| | 委託費 | | | | | | | 84,170 | 152,852 | 70,890 | 30,871 | 124,330 | 15,108 | 600 | | |
| | 支払利息 | | | | | 48,277 | 20,215 | | | | | 7,091,119 | 51,540 | 60,339 | 295 | |
| | 連合会払込金 | 465,905 | | | | | | | | | | | 4,658 | | | |
| | 負担金払込金 | | 49,984,226 | 2,613,260 | 363,166 | | | | | | | | | | | |
| | 掛金払込金(組合員 保険料払込金) | | 31,854,676 | 2,613,214 | | | | | | | | | | | | |
| | 前期高齢者納付金 | 4,614,082 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 後期高齢者支援金 | 7,722,197 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 病床転換支援金 | 35 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 老人保健拠出金 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 退職者給付拠出金 | 726 | | | | | | | | | | | | | | |
| 他経理へ繰入金 | 124,856 | | | | | | | 41,265 | | | | | | | | |
| その他支出 | 6,018,832 | | | | | | 543,630 | 1,186,427 | 166,168 | 82,943 | 36,240 | 20,439 | 2,145 | 14 | | |
| 次年度支払準備金 | 2,399,180 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 37,665,791 | 81,838,902 | 5,226,474 | 363,166 | 48,277 | 20,215 | 913,319 | 1,446,617 | 331,737 | 141,744 | 7,309,102 | 146,470 | 67,014 | 309 | | |
| 差引当期利益金又は 当期損失金(△) | 731,909 | | | | | | | 121,527 | 86,642 | △ 46,523 | 29,177 | 375,091 | △ 66,882 | 5,336 | | |

貸借対照表の要旨

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|----------|-----------|-----------|---------|-------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|--------|
| 資 産 | 流動資産 | 8,350,325 | 4,884,582 | 327,821 | 2,460 | 54,005 | 1,063,118 | 1,176,863 | 2,180,471 | 1,612,936 | 1,136,708 | 63,475,269 | 1,443,603 | 100,943 | 1 |
| | 固定資産 | | | | | 5,031,000 | 9,842,100 | 6,613 | 101 | 2,041,736 | 930,597 | 422,333,466 | 6,185,893 | 3,373,555 | 54,339 |
| | 資産合計 | 8,350,325 | 4,884,582 | 327,821 | 2,460 | 5,085,005 | 10,905,218 | 1,183,476 | 2,180,572 | 3,654,672 | 2,067,305 | 485,808,735 | 7,629,496 | 3,474,498 | 54,340 |
| 負 債 | 流動負債 | 161,918 | 4,884,582 | 327,821 | 2,460 | | | 39,566 | 484,549 | 13,310 | 7,970 | 461,686,601 | 2,341 | 736 | |
| | 固定負債 | 2,399,179 | | | | 5,085,005 | 10,905,218 | 251,169 | 94,155 | 203,854 | 680,917 | 24,780 | 5,599,093 | 3,350,590 | 54,339 |
| | 負債合計 | 2,561,097 | 4,884,582 | 327,821 | 2,460 | 5,085,005 | 10,905,218 | 290,735 | 578,704 | 217,164 | 688,887 | 461,711,381 | 5,601,434 | 3,351,326 | 54,339 |
| 純 資 産 | 資本剰余金 | | | | | | | | 981 | 2,130,777 | 988,152 | | | | |
| | 利益剰余金 | 5,789,228 | | | | | | 892,741 | 1,600,887 | 1,306,731 | 390,266 | 24,097,354 | 2,028,062 | 123,172 | 1 |
| | 純資産合計 | 5,789,228 | | | | | | 892,741 | 1,601,868 | 3,437,508 | 1,378,418 | 24,097,354 | 2,028,062 | 123,172 | 1 |
| | 負債・純資産合計 | 8,350,325 | 4,884,582 | 327,821 | 2,460 | 5,085,005 | 10,905,218 | 1,183,476 | 2,180,572 | 3,654,672 | 2,067,305 | 485,808,735 | 7,629,496 | 3,474,498 | 54,340 |

正 誤

埼玉県告示第七百八十三号（令和二年七月十四日第百二十三号）中訂正

行

前から十三

誤

埼玉県さいたま市西大字指扇地内

正

埼玉県さいたま市西区大字指扇地内